県庁働き方改革の主な取組の内容

1 ワークプレイス改善

~ 職員のパフォーマンスを最大限発揮できる職場環境とは ~

【現状】

「職場が狭い」「文書が多く書庫に入りきらない」などの職場環境に起因して、「職員同士でコミュニケーションが取りづらい」「職員の作業効率が悪い」といった課題がある。

【目的】

- 書棚や脇机の撤去によりスペースを供出し、打合せ場所や業務に集中するスペースなどに活用することで作業効率アップ
- ・ 上司と部下、また班を越えたコミュニケーションを取りやすい職場環境を形成
- 書類が少なく明るい外観により、職場の魅力がアップ

【取組内容(案)】

- ① 文書量削減によるスペースの創出
 - (1) 個人持ち資料の徹底廃棄などによる文書削減
 - (2) 整理整頓の習慣化(帰宅時、机上の書類ゼロ)
 - (3) 電子化の徹底(電子決裁システム、ファイル共有サーバーの利用など)

② オフィスレイアウトの見直し

- (1) 机の配置換え
 - ・業務内容に合ったレイアウト
- (2) スペースの供出と有効活用
 - ・新たな打合せ場所の設置
 - ・ 文具類を集約した作業台の設置(立ち会議の場としても応用可)
 - リフレッシュの場(ソファ、カフェスタンド、観葉植物)
- (3) フリーアドレス (席の自由化) の導入

(参考)

レイアウト見直しに伴う必要経費が高額

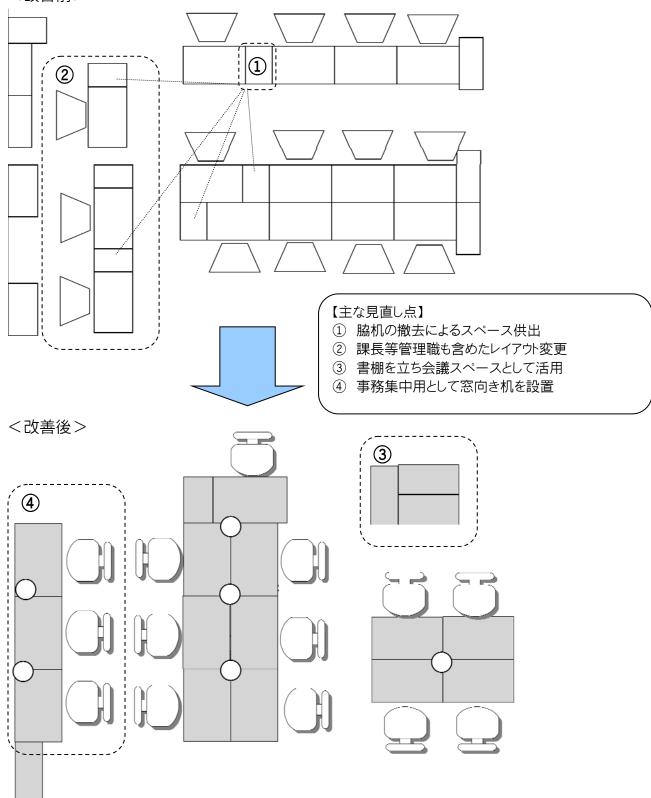
机、椅子などの什器を刷新する場合、概ね職員一人あたり 7~10 万円必要 その他、無線LAN化や固定電話の廃止などを行うとさらに経費が必要 ⇒費用対効果の検証が難しい

【参考1】

<経営管理部オフィスレイアウト見直し 試行状況>

〇行政経営課





【参考2】

<オフィスレイアウトに関する先進事例>

○総務省行政評価局の取組

平成27年1月から、効率的かつ柔軟な働き方を目指し抜本的に改修

- ① 個人デスク廃止 (管理職含)、チーム型テーブル導入
- ② 固定席を廃止 (フリーアドレス)
- ③ 退庁時にPCをロッカーに収納(ダイヤルキーでロック)
- ④ 内線用PHSの携帯を徹底することで固定電話を極力削減
- ⑤ 無線 LAN、電子ボードの導入
- ⑥ 会議・打合せのペーパーレス化
- ⑦ 若手職員を中心とした意識改革(オフィス緑化、超勤縮減ポスターなど)

〇民間企業の取組事例 (コクヨ株式会社)

- ① 各部門(営業部門・設計部門・総務部門)の特徴にあった執務エリアを形成
 - ・営業部門は基本的にフリーアドレス
 - ・設計部門は大型テーブルのフリーアドレス
 - ・総務部門は定型業務の処理が多いため固定席
- ② オフィスの中央に交流スペースを配置
- ③ フロア内に幹部席コーナーがあり、間仕切がなく幹部が職場全体を見通せる
- ④ 会議室ゾーンは、あえて窓に面していない。2重のガラス張り(ブラインド付)によるオープン化。壁全体がホワイトボードとして利用可能
- ⑤ フロアの一角にリラックスコーナーがあり、コーヒーメーカーや自販機を設置。軽い打合せにも利用
- ⑥ 個人の収納スペースはダイヤルロック式ロッカーのみ。帰宅時パソコンはロッカーに片付け。PCのほか、持ち運び可能なファイル収納ケースに書類や文具類をいれて持ち運ぶ



Cooperate 執務エリア (人事・総務・経理) ワンフロア化により、現場との連携を密にし、スピーディに問題を 解決。フリーアドレスを導入し、部門内の連携も深めます。 ※ cooperate = 協力する



Session コラボレーションゾーン 提案をつくりあげるための議論を行うスペース。オフィスの心臓部として、 経営方針などの情報発信・共有の場としても活用します。



Switch 多目的ゾーン

リフレッシュにも、リラックスしたソロワークや打合せなどにも使える 多用途な空間。執務エリアとはモードを切り替えた働き方が可能です。



Lounge 打合せゾーン

社内・パートナーとのミーティングスペース。短時間で効率よく打合せ をするため、ディスプレイを配置し、オープンな空間にしています。

2 多様な働き方の実現(働く「場所」)

~ 職員のパフォーマンスを最大限発揮できる勤務場所とは ~

区分	サテライトオフィス【導入済み】	在宅勤務	モバイルワーク			
内容	一定のセキュリティが 確保された環境下で、 自席を離れて業務を行 う	自宅で業務を行う	出張先や移動中の車内 など、どこでも業務が できる			
効果	・育児や介護などによる勤務の制約を緩和し、時間の有効活用・出張時の時間の有効活用活用	・育児や介護などによ る勤務の制約を緩和 し、時間の有効活用	・移動中の時間の有効 活用			
現状	県内3箇所、 県外1箇所に設置	実施に必要な課題の整理	具体的な検討段階に入っていない			
課題	①利用上限緩和の検討 ②対象職員の拡大の 必要性の検討	 ①対象者の絞込み (全職員を対象とするか、介護・育児等に関わる 一部職員とするか) ②ワークルール整理(勤怠管理等) ③セキュリティ確保(情報漏えいの防止対応) ④機器整備 				
参考	他都道府県の状況 試行・実施 21 団体 検討中 3 団体 利用実績(全国 4 位) 1 ヶ月当たり 41.3 回 (時事通信社による調査)	他都道府県の状況 試行・実施 13 団体 検討中 8 団体 経費 P C 貸出方式 精査中 全職員対象 精査中	他都道府県の状況 試行・実施 18 団体 検討中 5 団体			

2-2 サテライトオフィスの様子

■静岡(県庁西館2階、ふじさんっこクラブ(庁内乳幼児一時預かり施設)の向かい側に設置))



(県産材を利用したパーテーションを設置)



(子ども連れにも対応可能なスペースを確保)

■浜松(浜松総合庁舎5階)



(キッズスペースを設置)



2-3 サテライトオフィスの概要

	, , ,	11カンドハの城女					
設置	是場所	静岡 県庁西館 浜松 浜松総合 沼津 東部総合 東京 東京事務	7	29.8~ 30.8~			
牌	5数	静岡(本庁):6席、浜松:7席、沼津:4席、東京:1席 ※東京は出張中の利用のみ					
利用	時間	7:30~18:15 ※時間外勤務は原則不可 (東京事務所は8:30~17:15)					
対象	^{民職} 員	① 出張中の職員 ② 通勤時間を短縮できる職員 ③ 小学校3年生までの子どもを連れて勤務する職員					
		5	対象職員	上限日数(原則)		
		①出張中		制限なし			
		②通勤短縮	育児介護等職員	1週間につき4日			
利用上限			一般職員	1週間につき1日			
		③子ども連れ	勤務公署と同一庁舎内	制限なし			
		勤務公署と別庁舎内 1週間につ					
1							

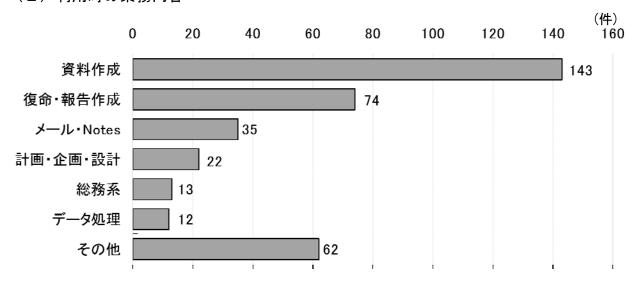
2-4 利用実績等

(1) 実績 <8月1日~6月30日(開庁日:224日)>

場所	件数	目的別						
		出張前後	通勤短縮	子ども連れ・託児				
		出張先のオフィスで メール送受信や復命 作成など	勤務先でなくてもできる業 務を自宅近くのオフィスで 実施(時間を有効活用)	子どもを連れてオフィ スで勤務				
本庁	255 件	196件 (76.9%)	41件 (16.1%)	18件 (7.0%)				
浜松	197 件	112件 (56.8%)	70件 (35.5%)	15件 (7.6%)				
計	452 件	308件 (68.1%)	111件(24.6%)	33件 (7.3%)				

- ※ 「通勤短縮」「子ども連れ・託児」は週1回まで
- ・通勤短縮の利用者は、ほぼ同一地域内の居住者(本庁は100%、浜松は95%が市内在住者)
- ・出張前後の利用者は、同一地域内の居住者が直行または直帰するケースが多い (本庁で約6割、浜松で約7割が市内在住者)

(2) 利用時の業務内容



3 多様な働き方の実現(働く「時間」)

~ 職員のパフォーマンスを最大限発揮できる勤務時間とは ~

区分	時差勤務	フレックスタイム			
区方	【導入済み】	プレジラスタイム			
内容	勤務の始業時間を9パターン設定	一定期間の勤務時間数を定めた上			
	し、職員の希望に応じて1月単位で	で、各日の勤務時間を自由に設定			
八台	指定	ただし、コアタイムを設置し、その			
		時間帯は勤務することを条件とする			
	子の養育や保育園への送迎、親族の	勤務の実態にあった適切な勤務時間			
効果	介護など、職員がライフスタイルに	の設定による効率的な業務の執行			
	合わせて働くことができる				
現状	9パターン導入	実施に必要な課題の整理			
5亿人	(7:30~16:15 から 9:30~18:15 まで 15 分刻み)				
	①フレキシブルな指定	①制度導入の必要性			
	(指定単位の見直し)	(時差勤務では対応できないケース			
		の検証)			
課題	②設定時間の見直し	②対象者の絞込み			
林 林	(パターンの増加)	(フレックスタイムが適する業務の			
		選別)			
		③週又は月の勤務時間の設定方法			
		④コアタイム等の設定時間			
		①他都道府県の状況			
		試行·実施7団体			
参考		②制度の導入に際しては『職員の勤			
		務時間、休日、休暇等に関する条			
		例』の改正が必要			

<時差勤務とフレックスタイムの違い>

 8:30
 17:15

 通常勤務
 7 時間45分

 時差勤務
 7 時間45分

 フレックス タイム
 フレキシブルタイム (全員が勤務する時間帯)
 フレキシブルタイム

- ・時差勤務は、1日の勤務時間である7時間45分は変えずに、始業時刻(及び終業時刻)を前後にずらす制度。
- ・フレックスタイムは、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう所属長が割り振る制度。(1日の勤務時間が7時間45分ではないこともあり得る。)

3-2 時差勤務の内容

対象所属	全所属							
対象職員	全職員(特例勤務職員を除く)							
	勤務形態 勤務時間							
	早出A 7:30 ~ 16:15							
	早出B 7:45 ~ 16:30							
	早出C 8:00 ~ 16:45							
	早出D 8:15 ~ 17:00							
勤務時間	通 常 8:30 ~ 17:15							
	遅出A 8:45 ~ 17:30							
	遅出B 9:00 ~ 17:45							
	遅出C 9:15 ~ 18:00							
	遅出D 9:30 ~ 18:15							
	※ 執務時間(窓口対応時間)の8:30~17:15は変更しない。							
II. I. I. N.	職員の希望を基に、業務の状況を勘案して指定							
指定方法	(育児介護職員を優先)							
指定単位	1月単位(育児介護職員は日単位で可変)							

3-3 利用実績(7月1週目時点)

	早出A	早出B	早出C	早出D	通常	遅出A	遅出B	遅出C	遅出D	時差利用
	7:30-	7:45-	8:00-	8:15-	8:30-	8:45-	9:00-	9:15-	9:30-	(計)
本庁	29	14	73	42	1, 755	23	19	369	8	577
	1.2%	0.6%	3. 1%	1.8%	75.3%	1.0%	0.8%	15.8%	0.3%	24. 7%
出先	96	29	207	82	2, 467	32	42	78	9	575
	3.2%	1.0%	6.8%	2.7%	81.1%	1.1%	1.4%	2.6%	0.3%	18.9%
計	125	43	280	124	4, 222	55	61	447	17	1, 152
	2.3%	0.8%	5. 2%	2.3%	78.6%	1.0%	1.1%	8.3%	0.3%	21.4%

[※]特例所属及びDB未設定者を除く。